

10回目の節目を迎えた春の風物詩

「せんまやひなまつり」に地域華やぐ

10回目の節目を迎えた「せんまやひなまつり」(同実行委主催)は3月3日まで開催されています。メイン会場の千厩酒のくら交流施設や商店街では、色鮮やかなひな段や趣向を凝らしたつるし飾りを多数設置。飲食店ではイベント限定メニューが提供され、桃の節句を存分に楽しめます。

昆野洋子実行委員長は「商店街、学校など地域一体で盛り上げてきました」と振り返り、「若い世代に受け継いでほしい」と願いを込めます。藤沢町藤沢の及川啓輔さん(27)、さおりさん(26)、れん夏ちゃん(2つ)親子は「すてきなおひなさまがいっぱい」と華やかな段飾りに目を奪われていました。



「餅の聖地・一関」に日本各地の愛好家が集結  
わんこもち大会で1476杯をペロリ

第10回「全国わんこもち大会」(同実行委主催)は2月5日、なのはなプラザで行われました。日本各地から集まった餅愛好家たちが「わんこそば」を餅に代えたユニークな競技を通して「餅の聖地・一関」の食文化を楽しみました。

制限時間5分間で、小さな椀に入った餅をどれだけ食べられるかを競う同大会。2人1組で行う団体競技では「145杯」という新記録も生まれ、会場は熱気に包まれました。

この日食べられた餅は全部で1476杯。仙台市青葉区から参加した高橋健一さん(45)は「おいしい餅をお腹いっぱい味わえる楽しいイベントです」と同大会の魅力を話してくれました。



全国ハーブサミットのプレイベント第一弾  
山野草や「和ハーブ」の魅力に触れる

6月に市内3カ所で開催される「第24回全国ハーブサミットin一関・一関ハーブフェスティバル」。そのプレイベントとなる「ハーブセミナー&清庵祭」(一関ハーブフェスティバル実行委主催)は1月28日、田村町の世嬉の一酒造で行われ、参加者120人が身近な山野草やハーブの楽しみ方などを学びました。

建部清庵文化顕彰会の小田嶋次勝会長は講演で「清庵は山野草を医療に役立てた」と功績を紹介。続いてヨモギやエゴマなどの「和ハーブ」の紹介や料理の試食会も行われました。

同実行委の橋本志津委員長は「多くの人に足を運んでもらえた。一関からハーブの魅力を発信していきたい」と話していました。

水質保全活動や移住者受け入れで地域を元気に  
下内野自治会が「総務大臣賞」を受賞

大東町大原の下内野自治会が2月4日、地域をより良くする活動を行う個人や団体を表彰する「平成28年度ふるさとづくり大賞」で「総務大臣賞」を受賞しました。

過疎と高齢化が進む40世帯の下内野自治会は、平成11年に「下内野4WD計画」(4は老若男女、Wは水、Dは夢)を策定。石磨き大会などの水質保全活動や移住者の受け入れなどを通して、活力ある地域づくりを継続している点が評価されました。

勝部欣一会長らは14日、市役所を訪れ、勝部修市長に受賞を報告。「今ある資源を最大限に活用している。これからも取り組みを継続していきたい」と誓いを新たにしました。



高齢者が安心して自立した生活を送るための  
介護保険の新しい制度が4月から始まります

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護予防や日常生活の手助けが必要です。65歳以上の高齢者が安心して自立した日常生活を送ることができるよう、さまざまなサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」(新しい総合事業)が4月から始まります。

住民主体のさまざまなサービスが利用できます  
これまで要支援1または2

2の認定を受けている人が利用できる介護予防サービスは、全国一律の内容でした。新しい総合事業では、「訪問介護」(ホームヘルプサービス)と「通所介護」(デイサービス)は、左表のように、一人一人の状況に応じた、住民主体のさまざまなサービスなどが利用できます。

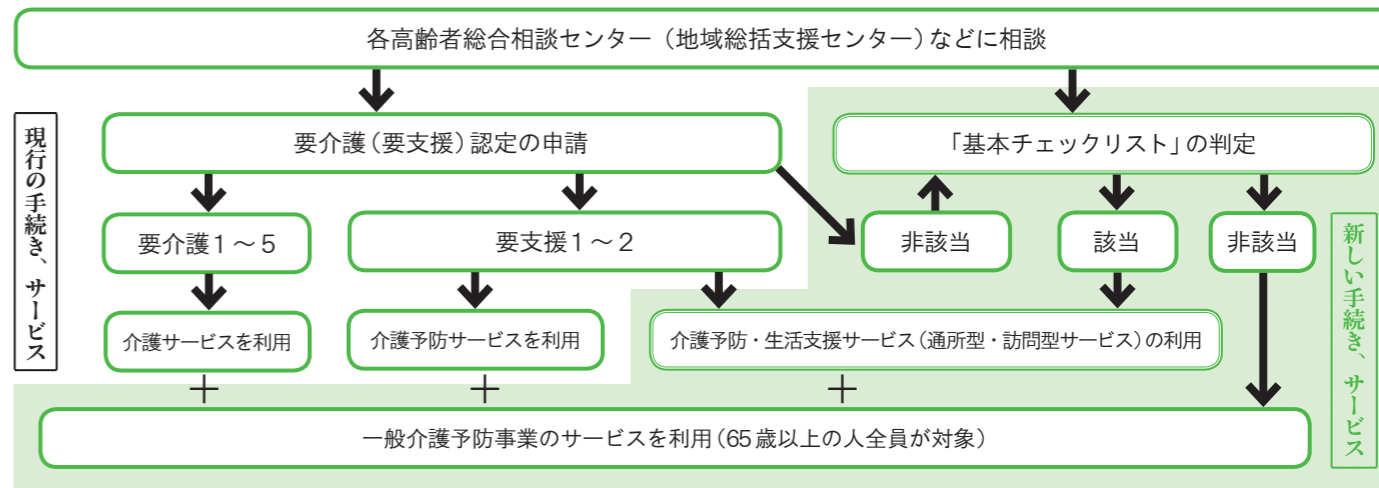
「一般介護予防事業」は、65歳以上全ての人が対象となる事業です。▼介護予防教室▼健康相談▼運動、体操▼講演会など、介護予防と日常生活の自立を支援するサービスが利用できます。

「新しい総合事業」のサービス

区分/実施主体	サービス内容の例
訪問型	訪問介護サービス(現行相当)/介護サービス事業のホームヘルパー ・身体介護 ・生活援助
訪問型	訪問型サービスA/ 介護サービス事業のホームヘルパーまたは研修受講修了者 ・調理、掃除、ゴミ出しや買い物代行
	訪問型サービスB/ 住民ボランティア団体など
訪問型	訪問型サービスC/ 保健・医療の専門職 ・運動機能や口腔機能などの改善
通所型	通所介護サービス(現行相当)/介護サービス事業所 ・身体機能向上のための体操 ・生活機能向上のためのトレーニング
	通所型サービスA/ 介護サービス事業所または研修受講修了者 ・運動やレクリエーション活動(短時間)
	通所型サービスB/ 住民ボランティア団体など ・体操、運動 ・定期的なサロンや居場所づくり
	通所型サービスC/ 保健・医療の専門職 ・運動機能や口腔機能などの改善

\*サービスA~Cについては、サービスの提供体制が整い次第、順次提供を開始します

サービスを利用するまでの大まかな流れ



地域のボランティア団体などを支援します

体操や運動などの活動の場、自主的な通いの場所づくりや調理・掃除・洗濯といったサービスを提供する地域のボランティア団体などを支援します。立ち上げに関することなど詳しくは長寿社会課へ問い合わせください。

利用するサービスはケアマネジャーに相談を

サービスの利用については、本人と家族が、ケアマネジャーと相談をして決めます。自己負担額は利用するサービスによって異なります。詳しくは担当のケアマネジャーなどに確認してください。

☎本庁長寿社会課 ☎  
② 8370 / 各支所保健福祉課 / 一関地区広域行政組合介護保険課 ☎ ③ 3223 / 各高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

\*1 基本チェックリスト…家事などの動作や、家庭や社会の中での生活に必要な機能を確認する調査票。25項目の質問で判定